

特定保健指導に関する個人情報の共同利用について

当組合では、加入員（従業員）の皆様の健康の保持・増進、生活習慣病の予防を目的として、健診の結果からメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の疑いがある40歳以上の方に対し、法律に基づく特定保健指導を、当組合又は委託機関の専門職（医師・保健師・管理栄養士）により行っています。

この特定保健指導を、専門職が事業所にお伺いして実施する場合や、特定保健指導が実施可能な委託医療機関のご案内をする際に、事前に対象者の個人情報（具体的には対象者の氏名及び特定保健指導支援コース）を事業所にお伝えし、特定保健指導対象者への勧奨及び訪問の日程調整をしていただくために、その情報を共同利用しています。

加入員（従業員）の皆様の、健康の保持・増進と生活習慣病予防はもとより、事業所の生産性向上やイメージアップにもつながるとされている「健康経営」の推進にも有効なものと考えておりますので、この共同利用と、特定保健指導の実施について、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

◎個人情報保護法の改正に伴い、改めてお知らせ・ご協力をお願いするものであり、新たな対応をお願いするものではありません。

◆共同利用する個人情報の項目

①特定保健指導対象者の氏名、②特定保健指導支援コース

※健診結果データ、相談内容は含みません。

